

新宿区立新宿NPO協働推進センター公衆無線 LAN 運営ガイドライン

令和 6 年 11 月 29 日
6 新地地管第 856 号
地域振興部長決定

(趣旨)

第 1 条 このガイドラインは、新宿区立新宿NPO協働推進センター（以下「施設」という。）に公衆無線 LAN を設置し、インターネット接続サービス（以下「サービス」という。）を提供することにより、区民等の情報検索・収集機会の拡充や区民や地域団体、中小企業等の活動支援、観光客の集客力・回遊性、地域コミュニティ活動の向上を図るため、サービスの提供のあり方及び利用の方法等について必要な事項を定めるものとする。

(管理責任者)

- 第 2 条 サービスの適正な管理を行うため、各施設に管理責任者を置くものとする。
- 2 管理責任者は、各施設の施設管理者をもって充てる。
 - 3 管理責任者は、サービスの提供趣旨を踏まえ、公序良俗に反する等の施設の利用にふさわしくないウェブサイトへの接続を制限することができる。
 - 4 管理責任者は、サービスの適切な利用を図るため、サービスを利用する者（以下「利用者」という。）に対し、情報セキュリティに関する注意喚起及び利用の認証等の必要な措置を実施するものとする。

(利用場所及び利用時間)

- 第 3 条 サービスを利用できる場所（以下「サービス利用場所」という。）は、別表のとおりとする。
- 2 サービスを利用できる時間（以下「サービス利用時間」という。）は、原則各施設の開館時間とする。ただし、サービス利用場所の利用時間が当該施設の開館時間と異なる場合は、当該利用時間をサービス利用時間とする。
 - 3 前項の規定にかかわらず、管理責任者が必要と認めるときは、臨時にサービス利用時間を変更することができる。

(サービス提供の中止)

- 第 4 条 管理責任者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、サービスの提供を中止することができる。
- (1) サービスの保守又は工事を行う場合
 - (2) 自然災害及び停電等の非常事態により、サービスの運用が通常どおりできなくなった場合
 - (3) サービスに係る設備の障害その他やむを得ない事由がある場合

(4) 管理責任者がサービスの運用上、必要であると判断した場合

(サービスの利用に係る同意)

第5条 利用者は、サービスに接続することにより、次に掲げる事項に同意したものとみなす。

- (1) このガイドライン（このガイドラインが改正された場合にあっては、当該改正後のガイドライン）の内容を遵守すること。
- (2) 利用者が第9条各号に掲げる行為を行った場合、当該利用者、他の利用者、第三者及び区に生じた損害について責任を負うこと。
- (3) 区が必要に応じてサービスの利用に係る履歴を記録し、及び閲覧すること。

(サービスの利用)

第6条 サービスの利用は、無料とする。

- 2 サービスを利用するための機能を持った機器、付属機器及びそれらへ供給する電源（以下「機器等」という。）は、利用者が持参するものとする。
- 3 サービスを利用するために必要な機器等の操作は利用者が行うものとする。
- 4 利用者は、サービスの利用に際し、「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」（平成11年法律第128号）その他関係法令を遵守しなければならない。

(利用者へのサービス停止措置)

第7条 管理責任者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該利用者の利用を停止することができる。

- (1) サービス利用場所以外の場所又はサービス利用時間以外の時間（第3条第3項の規定による当該サービス利用時間の変更があった場合は、当該変更後の時間以外の時間）においてサービスを利用した場合
- (2) 第9条各号に掲げる行為を行った場合
- (3) その他管理責任者がサービスの利用を停止することが必要と判断した場合

(提供の制限)

第8条 管理責任者は、サービスの利用履歴等に関する一切の情報を、第三者に提供してはならない。ただし、次に掲げる場合については、この限りでない。

- (1) 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第197条第2項の規定に基づき、捜査機関から提供を求められた場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、法令に基づき提供を求められた場合

(禁止事項)

第9条 利用者は、サービスの利用に当たり、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) スマートフォンやポータブルゲーム機等でゲームをする行為。ただし、管理責任者が認める場合を除く。

- (2) ファイル共有ソフトの使用及び著しく大量のデータの通信
- (3) 第三者になりすましてサービスを利用する行為
- (4) 第三者又は区の権利を侵害する行為又はそのおそれのある行為。
- (5) 公序良俗に反する行為（猥褻、売春、暴力、残虐、虐待等）又はそのおそれがある行為若しくは公序良俗に反する情報を第三者に提供する行為。
- (6) 犯罪的行為又は犯罪的行為に結び付く行為若しくはそれらのおそれのある行為。
- (7) 選挙期間中であるか否かを問わず、選挙運動又はこれに類する行為。
- (8) サービスを利用して無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為。
- (9) 不特定多数に配信する広告・宣伝・勧誘等又は詐欺まがいの情報若しくは嫌悪感を抱く又はそのおそれのある電子メール（嫌がらせメール）を送信する行為。
- (10) 第三者又は区に対しメール受信を妨害する行為若しくは連鎖的なメール転送を依頼又は当該依頼に応じて転送する行為。
- (11) サービスによる区又は第三者への不正アクセス。
- (12) コンピューターウイルス等の有害なプログラムを、サービスを通じて、又はサービスに関連して使用し、若しくは提供する行為。
- (13) 第三者又は区に迷惑・不利益を及ぼす行為、サービスに支障を来たすおそれのある行為、サービスの運営を妨げる行為。
- (14) その他法令に違反する又は違反するおそれのある行為。
- (15) その他庁舎管理上の支障があると管理責任者が認める行為。

（免責）

第10条 区は、次に掲げる事項については、一切の責任を負わない。

- (1) サービスを利用して得た情報等の内容の真偽及び当該情報等の利用等により発生した損害
 - (2) サービスを利用した場合において、その提供の遅滞、変更、停止又は中止により発生した損害
 - (3) サービスの利用により生じた個人情報の漏えい、コンピューターウイルスの感染並びに機器等に生じた機能の不具合及びデータの消失等の損害
 - (4) サービスを利用することにより、他の利用者又は第三者との間で生じた紛争
 - (5) 機器若しくはソフトウェアの設定、規格又は種類その他これに類する事由により、サービスを利用できないことにより発生した損害
- 2 利用者がサービスを利用した際に有料の役務の提供を受けた場合は、その理由にかかわらず、当該利用者がその費用を負担するものとする。

（補則）

第11条 このガイドラインに定めるもののほか、必要な事項は管理責任者が別に定める。

別表（第3条関係）

No	施設名称	所在地	利用場所
1	新宿NPO協働推進 センター	新宿区高田馬場四丁目36番12号	1階 101会議室
			1階 102会議室
			2階 エントランス
			4階 401会議室
			4階 フリースペース
			4階 事務室
			5階 501会議室
			1階 多目的室
			2階 多目的室